

ヨ - ネ病診断用補体結合反応抗原

動生剤基準のヨ - ネ病診断用補体結合反応抗原の 3.4.3 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品について同基準のヨ - ネ病診断用補体結合反応抗原の 3.3.1 の規定を準用して試験を行うものとする。